

一般社団法人グリーンファイナンス推進機構
地域脱炭素化出資事業に係る審査委員会設置規程

平成 25 年 7 月 8 日

G F 規程第 21 号

改正 平成 25 年 12 月 4 日 G F 規程第 35 号
改正 平成 26 年 6 月 18 日 G F 規程第 16 号
改正 平成 27 年 6 月 4 日 G F 規程第 7 号
改正 平成 29 年 4 月 17 日 G F 規程第 13 号
改正 令和 2 年 3 月 26 日 G F 規程第 10 号
改正 令和 2 年 3 月 30 日 G F 規程第 14 号

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人グリーンファイナンス推進機構（以下「機構」という。）定款第 46 条第 3 項の規定に基づき、地域脱炭素化出資事業に係る審査委員会の設置並びに任務、構成及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 地域脱炭素化出資事業 地域脱炭素化出資事業実施要領（平成 25 年 6 月 5 日環政経発第 1306052 号。以下「要領」という。）2. に定める事業をいう。
- 二 対象事業 要領 2. (1) の要件を満たす事業（平成 29 年 3 月 31 日以前に地域低炭素化出資事業として出資契約を締結した事業を含む。）をいう。
- 三 対象事業者 対象事業を行う事業者をいう。
- 四 対象事業活動支援団体 要領 2. (2) の要件を満たすもの（平成 29 年 3 月 31 日以前に地域低炭素化出資事業として出資契約を締結した対象事業活動支援団体を含む。）をいう。
- 五 コミットメント枠 機構が出資契約の締結先として選定した対象事業者又は対象事業活動支援団体の運営事業者に対し、当該出資契約により機構が出資することを約束した出資限度額をいう。

(審査委員会の設置)

第 3 条 地域脱炭素化出資事業の適正な推進のため、定款第 46 条第 1 項の規定に基づき、機構に、地域脱炭素化出資事業に係る審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(審議事項)

- 第4条 審査委員会は、理事会の決議により別に設置する出資委員会又は代表理事の諮問を受けて、次の各号に掲げる事項について意見を述べるものとする。
- 一 年度ポートフォリオマネジメント方針に関すること。
 - 二 対象事業の選定に関すること。
 - 三 コミットメント枠の設定又は変更（軽微な変更を除く。）に関すること。
 - 四 出資金に係る重要な事項（エグジットに関する事項を含む。ただし、対象事業が安定稼働する等により関与の必要性が低くなったと判断される場合のエグジットを除く。）の権利行使に関すること。
 - 五 出資契約を締結した対象事業又は対象事業活動支援団体において出資金の回収に懸念が生じるような異常事態が発生した場合における対処の方針に関すること。
 - 六 出資契約を締結した事業の進捗状況及び対象事業活動支援団体の運営状況に関すること。
 - 七 出資委員会における案件審査の手続きの適正性に関すること。
 - 八 その他出資委員会又は代表理事が必要と認めた事項に関すること。

(組織)

- 第5条 審査委員会は、委員長及び委員10名以内をもって組織する。
- 2 委員長は、会務を総理する。
 - 3 委員長に事故があるとき又は委員長が第8条第3項の規定により会議に出席することができないときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(委員)

- 第6条 審査委員会の委員長及び委員は、次の各号に掲げる者のうちから理事会での承認をもって、代表理事が委嘱するものとする。
- 一 法律、会計、金融又は経済の分野において、専門的知識及び経験を有する者
 - 二 二酸化炭素の排出量の抑制又は削減に関する技術について専門的知識及び経験を有する者
 - 2 委員長及び委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 委員長及び委員は、再任されることができる。

(招集)

- 第7条 審査委員会は、出資委員会から審査委員会の議を要する案件が付議された場合又は委員長が必要と認める場合に開催することとし、委員長が招集する。

2 委員長は、審査委員会を開催するときは、開催日の7日前までに審査委員会の議を要する案件、日時及び場所を明らかにして、委員に対し、文書で通知しなければならない。

(会議)

第8条 審査委員会は、委員長が出席し、かつ、委員長及び委員の総数の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。この場合において、相互に発言を聞き取れるテレビ会議システム等を用いて審査委員会に参加した委員は、審査委員会に出席した委員とみなし、委員の数に算入できるものとする。

2 審査委員会の議事は、出席者（第5項の規定により書面又は電磁的方法によって議決権を行使する委員を含む。）の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 審査委員会は、委員長又は委員が対象事業者又は対象事業活動支援団体の運営事業者又はその他地域脱炭素化出資事業基金の関係者と委任、請負その他の特別の利害関係を有すると認めるときは、当該委員長又は委員を、当該議事に関する審査委員会の会議に出席させてはならない。

4 前項の規定により会議に出席することができない委員の数は、第1項の委員及び第2項の出席者の数に算入しない。

5 審査委員会に出席できない委員は、書面又は電磁的記録を送付する方法によって議決権を行使することができる。この場合において、当該書面（電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）には、原則として議案ごとに可否及び意見を記載し、審査委員会の開催時までに当該書面を委員長に提出するものとする。

6 委員長に事故がある場合又は委員長が第3項の規定により会議に出席できない場合の第1項及び第2項の規定の適用については、第5条第3項の規定により委員長の職務を代理する委員は、委員長とみなす。

(会議内容の公表及び非公表)

第9条 審査委員会の会議は、非公開とする。

(守秘義務)

第10条 委員長及び委員は、職務上知り得た情報を開示し、漏洩し、又は自ら使用してはならない。その職務を退いた後も、同様とする。

(事務局)

第11条 審査委員会の事務を処理させるため、機構事業部に事務局を置く。

(議事録)

第12条 事務局は、次の各号に掲げる事項について記載した審査委員会議事録を作成し、委員長（第5条第3項の規定により委員が委員長の職務を代理した場合にあっては、当該委員）の確認を得て保管するものとする。

- 一 審査委員会の開催の日時及び場所
- 二 出席した委員の氏名
- 三 議事の内容
- 四 その他必要な事項

（審査委員会の運営）

第13条 この規程に定めるもののほか、審査委員会の議事及び運営について必要な事項は、委員長が審査委員会に諮って定める。

（改正）

第14条 この規程は、理事会の決議をもって改正することができる。

附則

- 1 この規程は、平成25年7月12日から施行する。
- 2 この規程の施行後最初に任命される委員長及び委員の任期は、第6条第2項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

附則（平成25年12月4日GF規程第35号）

この規程は、平成25年12月20日から施行する。

附則（平成26年6月18日GF規程第16号）

この規程は、平成26年6月18日から施行する。

附則（平成27年6月4日GF規程第7号）

この規程は、平成27年6月4日から施行する。

附則（平成29年4月17日GF規程第13号）

この規程は、平成29年4月18日から施行する。

附則（令和2年3月26日GF規程第10号）

第1条 この規程は、令和2年3月26日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

第2条 改正前の本規程の名称、第1条、第2条、第3条及び第8条の規定は、改正後もなおその効力を有する。

附則（令和2年3月30日G F規程第14号）

この規程は、令和2年3月30日から施行し、令和2年3月23日から適用する。